

議案第 5 2 号

芽室町奨学金貸付条例中一部改正の件

芽室町奨学金貸付条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 8 年 9 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例

芽室町奨学金貸付条例（平成29年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（4） 学生の年齢が申請をする年度の 4 月 1 日において30歳未満であること。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 奨学金は、進級できなかったため同一学年を重ねて履修するときは対象としない。

第 3 条第 1 項中「奨学金」の前に「奨学金は、学生が在学する学校の正規の修業期間を限度として貸付けるものとし、」を加える。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の 1 条を加える。

（就学状況等の報告）

第17条 奨学生は、奨学金の貸付けを受けた年度の翌年度から修学を終える年度までの期間につき、毎年 4 月 1 日を基準日として規則で定める書類を 7 月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、当該年度の奨学金の申請を行った者は、この限りではない。

2 前項に定める書類の提出がなく、就学状況等の確認ができない場合、前年度をもって退学したものとみなすことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

貸付対象者となる学生の年齢及び修学状況等の報告に関する規定を定め、奨学金貸付制度の適正な運用を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(貸付対象者) 第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。 (1)～(3) 一略一 <u>(4) 学生の年齢が申請をする年度の4月1日において30歳未満であること。</u> <u>2 奨学金は、進級できなかったため同一学年を重ねて履修するときを対象としない。</u> (奨学金の種類及び貸付額) 第3条 <u>奨学金は、学生が在学する学校の正規の修業期間を限度として貸付けるものとし、</u>奨学金の種類及び貸付額は、次に定める金額を上限とする。 (1)・(2) 一略一 2 一略一 <u>(就学状況等の報告)</u> 第17条 <u>奨学生は、奨学金の貸付けを受けた年度の翌年度から修学を終える年度までの期間につき、毎年4月1日を基準日として規則で定める書類を7月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、当該年度の奨学金の申請を行った者は、この限りではない。</u> <u>2 前項に定める書類の提出がなく、就学状況等の確認ができない</u>	(貸付対象者) 第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。 (1)～(3) 一略一 (奨学金の種類及び貸付額) 第3条 奨学金の種類及び貸付額は、次に定める金額を上限とする。 (1)・(2) 一略一 2 一略一

改正案	現 行
<u>場合、前年度をもって退学したものとみなすことができる。</u> (委任) <u>第18条</u> 一略一 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	(委任) <u>第17条</u> 一略一